

国保国吉病院組合告示第5号

物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、国保国吉病院組合の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。以下「委託業務等」という。）に係る令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

令和3年7月12日

国保国吉病院組合管理者 太田 洋

第1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 営業に関し許可又は認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者

第2 物品等の定義

物品等とは、物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く）とする。

- (1) 物品の購入
- (2) 委託業務等
- (3) 印刷の請負
- (4) 電子計算関連に係る業務
- (5) 建物の清掃及び管理の業務
- (6) 廃棄物の収集及び運搬並びに処分の業務
- (7) 広告及びイベントに係る業務
- (8) その他これに類するもの

第3 資格審査の基準日

資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。

第4 入札参加資格審査申請書及び添付書類

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札参加資格審査申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて国保国吉病院組合管理者（以下「組合管理者」という。）に申請しなければならない。ただし、日本国内に営業所を置かない者が申請する場合にあっては、法人の登記事項証明書の写し、印鑑証明書の写し、納税証明書又は身分証明書の写しの添付を省略することができる。

申請する際は、A4-S2穴ファイル（色等の指定は無い）に下記の(2)から(16)の順に綴じ、背表紙へ商号又は名称を記載の上、持参すること。

- (1) 国保国吉病院組合入札参加業者受付票（ファイルには綴らない）
- (2) 審査項目調書
- (3) 申請者が法人である場合にあっては、法人登記簿謄本（写し可）
- (4) 印鑑証明書（法人にあっては、代表者のものとする。）（写し可 原寸大）
- (5) 使用印鑑届
- (6) 財務諸表（申請書を提出した日の属する事業年度の直前の確定申告を終えた決算の営業年度のものとする。）
- (7) 納税証明書の写しは、すべての千葉県税に係る納税証明書（千葉県県税条例施行規則（平成19年千葉県規則第37号）別記第40様式その2によるものに限る。）並びに所得税又は法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3の2）又は（その3の3）に限る。）とする。なお、いすみ市、大多喜町、御宿町（以下「構成市町」という。）内に本店又は営業所を有する者については上記に加えすべての市町税に係る納税証明書（直近2か年分）とする。
- (8) 申請者が代理人を選任した場合にあっては、委任状（原本2部、1部はファイルに綴らない）
- (9) 物品の購入の資格審査に係る申請の場合にあっては特約店・代理店一覧表及び物品等納入実績経歴書、委託業務等の資格審査に係る申請の場合にあっては受託業務等経歴書
- (10) 印刷の請負の資格審査に係る申請の場合にあっては、印刷設備等調書
- (11) 電子計算関連に係る業務の資格審査に係る申請の場合にあっては、電算関係調書
- (12) 建物の清掃及び管理の業務の資格審査に係る申請の場合にあっては、許認可等調書（建物清掃管理等）
- (13) 廃棄物の収集及び運搬並びに処分の業務の資格審査に係る申請の場合にあっては、技術者・許認可等調書（廃棄物の収集・運搬、処分）
- (14) 広告及びイベントに係る業務の資格審査に係る申請の場合にあっては、許認可等調書（広

告・イベント)

(15) 個人にあつては、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書

(16) ISO登録等各登録書（登録している者のみ）

第5 資格審査の申請の時期

資格審査の申請は、令和3年9月1日から9月10日（土・日・祝日を除く9時から11時30分、13時30分から16時）までの間とする。

ただし、組合管理者が特別に認めた場合は、この限りではない。

第6 申請書等の作成に使用する言語等

(1) 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。ただし、メールアドレス及びURL等については、アルファベットで記載することができる。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 各証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものとする。

第7 資格審査

資格審査は、提出された申請書、添付書類等に基づいて入札参加者として適格性について次に掲げる事項ごとに行うものとする。なお、不適格と認められた場合は、期間終了後30日以内に通知するものとする。

(1) 製造又は販売の実績

(2) 経営規模

一 自己資本の額

二 生産設備の額

三 従業員数

(3) 経営状況

一 経営比率

二 営業年数

第8 資格の有効期間

第7に定める資格審査の結果に基づき、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）の当該資格の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第9 変更の届出等

(1) 入札参加資格者は、その資格の有効期間中に、次に掲げる事項について変更があったとき、又は営業を廃止したときは、速やかにその旨を、入札参加資格審査申請書記載事項変更届を組合管理者に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 営業所の名称、所在地及び電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及びURL
- 三 入札参加資格者が法人の場合にあっては、その代表者の氏名及び資本金の額
- 四 入札参加資格者が個人の場合にあっては、その氏名
- 五 代理人
- 六 届出の印鑑
- 七 生産設備（著しく変更した場合に限る。）

第10 入札参加資格の承継

入札参加資格者から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとするもの（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書（第19号様式）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- 一 当該営業の一切を承継したことを証する書類
- 二 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書

第11 入札参加資格の取消し

(1) 入札参加資格者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その入札参加資格を取り消すものとする。

- 一 第1の(1)若しくは(2)に該当することとなったとき、又は営業に関し必要とされる許可若しくは認可等を失ったとき。
- 二 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の事項を記載したとき。
- 三 金銭的信用を著しく欠と認められるとき。

(2) 入札参加資格者が第9による変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、その者の資格を取り消すことができるものとする。

- (3) (1)及び(2)より入札参加資格の取り消しを行ったときは、組合管理者はその旨を入札参加資格者に理由を付して通知する。
- (4) 資格に係る営業を廃止するなどした場合で、入札参加資格の取消を希望する場合は、入札参加資格取消申請書（第18号様式）を提出する。

第12 入札参加資格の停止

- (1) 入札参加資格者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その入札参加資格を取り消すものとする。
- 一 不渡手形又は不渡小切手を出した場合
当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで
 - 二 会社更生法（法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合
同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
 - 三 民事再生法（法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合
同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで
- (2) (1)により入札参加資格の停止を行ったときは、組合管理者はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

問い合わせ先 国保国吉病院組合（いすみ医療センター）総務課

TEL：0470-86-2311